

大分市告示第 556 号

振動規制法（以下「法」とする。）第3条第1項の規定に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を新たに指定すること及び法第15条第1項の規定に基づく法施行規則第11条特定建設作業の規制に関する基準の区域を定めることについて、法第3条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

1 新たに規制する地域

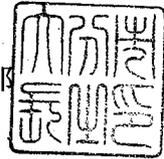
別図のとおり（旧野津原町全域）指定する。

2 特定建設作業の規制に関する基準の区域

法施行規則第11条別表第1の付表の第一号区域とする。

令和 4年 11月 1日

大分市長 佐藤 樹一郎



附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5年 4月 1日から施行する。